

国家輸出加工区審議会 (CZPE)

執行局 (SE)

ブラジル Z P E 制度の法的根拠の改正 案について

(2013 年付上院 法案第 5957 号)

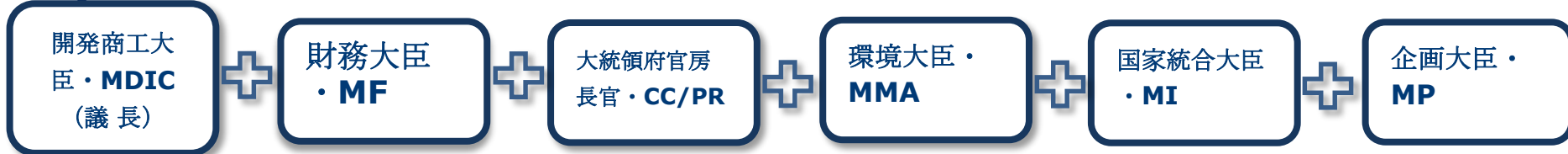
CZPE 執行局長

タイーゼ・ペレイラ・ペソア・ドゥトラ

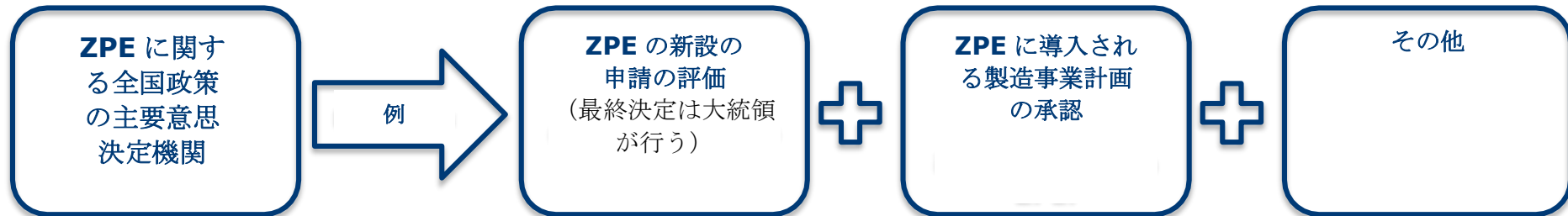
第 3 回 AGIR 取組会議・自動車産業企業用の ZPE に関する会議 (於 MDIC・2016 年 3 月 30 日)

CZPE のあらまし

⇒ CZPE : 各大臣からなる国家審議会



⇒ CZPE の活動 :



ブラジル ZPE 制度の法的根拠

1998 年

1998 年付大統領令第 2452 号（廃止）

- ❑ 輸出義務率 = 100%
- ❑ 関心事項 = 品目の加工
- ❑ 設置された **ZPE** 数 : **12** カ所（「旧 **ZPE**」）
- ❑ **4** カ所はインフラ整備は完成したが、税関当局（保税）の最終的な承認が得られなかった。
- ❑ 製造事業計画書は **CZPE** が審査（最終承認はせず）

2007 年

2007 年付法律第 11,508 号（現行法）

- ❑ 輸出義務率 = 80%
- ❑ 関心事項 = 品目の加工
- ❑ 設置された **ZPE** 数 : **13** カ所（「新 **ZPE**」）
- ❑ アクレ、セアラの両 **ZPE** はインフラ整備が完成し、関税当局の保税区画が存在しています。
- ❑ ピアウイ州パルナーイバ **ZPE** は工事完成・保税扱いが間近になっています。
- ❑ **CZPE** が承認した製造事業計画書は **10** 件（総投資額 **60** 億レアル）

ZPE - 現状 & 展望

LOCALIZAÇÃO DAS ZPE NO PAÍS



ブラジル全国の承認済み ZPE は 25 カ所

実装操作中の ZPE : 17 州 20 カ所

ZPE の進捗度はそれぞれ違う段階にあります。

実装操作中の ZPE : 17 州 20 カ所 アクレ及びセアラの両 ZPE は連邦税務当局から保税区扱いを受けています。

承認済み製造事業計画書を有する ZPE は以下の通りです。
アクレ (4)、ピアウイ州パルナイーバ (3)、セアラ (3)

AC: SENADOR GUIOMARD	MS: CORUMBÁ E BATAGUASSU	RN: ASSU E MACAÍBA
BA: ILHÉUS	MT: CÁCERES	RR: BOA VISTA
CE: PECÉM	PA: BARCARENA	SC: IMBITUBA
ES: ARACRUZ E VILA VELHA	PE: SUAPE	SE: BARRA DOS COQUEIROS
MA: SÃO LUÍZ	PE: PARNAÍBA	SP: FERNANDÓPOLIS
MG: TEÓFILO OTONI E UBERABA	RJ: ITAGUAÍ	TO: ARAGUAINA

MDIC/SECZPE: INFORMAÇÕES BÁSICAS E LEGISLAÇÃO DAS ZPE

今後の展望

ZPE など輸出加工区
の国際的な近代化



ブラジル ZPE 制度の事
業化開始



ブラジル ZPE 制度の
改良

CZPE/SE の先駆的事業

セアラ ZPE



空中撮影



正面入り口



倉庫



警備システム



製造事業(2015年10月現在)

アクレ ZPE



空中撮影



事務棟・倉庫



正面入り口



重量計



管理局・RFB/MF棟



倉庫

ピアウイー州 パルナイーバ ZPE



空中撮影



RFB/MF 施設



管理局



倉庫の工事



電力化



製造所建屋



製造所建屋



製造事業所計画

ZPE の法的根拠の改正案

2013 年付上院法案第 5957 号 ・ 基本情報

元法案

2011 年付法案第 764 号
(バイーア州 PSB 党上院議員リッジセ・ダ・マタ議員)

現状

上院 可決済み

下院

(2013 年付法案第 5957 号)

全国統合、地域開発及びアマゾン地方開発委員会 (CINDRA) : 審査済み
経済開発、工業、商業及びサービス委員会 (CDEICS) : 審査済み
財務・税務委員会 (CFT) : 審査済み
憲法・司法・市民権委員会 (CCJC) : 審査中
意見書報告議員の報告書承認待ち

展望

緊急審査申請

CCJC
(承認)

下院 本会議
投票

上院

大統領 承認・拒否

ZPE の法的根拠の改正案

2013 年付上院 法案第 5957 号の主要な提案

- **ZPE** 制度に役務提供業（サービス業）を追加すること（役務提供の定義は **CZPE**・**NBS** の決議書に定める）
- 輸出義務率を 80% から 60% に低減（**IT** サービスの場合は 50%）
- **RFB/MF** の排他的範囲を除き、**2007** 年付法律第 **11508** 号の規定不履行の場合の罰則を明文化すること
- **ZPE** 企業の支店設立禁止や、他社への出資禁止を廃止すること。
- 国内市場への販売の遅延罰金の義務を廃止

ZPE の法的根拠の改正案

2013 年付上院 法案第 5957 号の重要な効果を与える提案

- **ZPE** 企業は **2007** 年付法律第 **11508** 号に定められていない恩典は禁止される」旨の規定の廃止
- **CZPE** が **ZPE** 制度の利用期間の延長を認可できるようにさせること
- 税領域のみを貨物の保税倉庫として認めるようにさせること
- 保税倉庫への入庫前に納税義務の中止が許可され、**ZPE** の満期到来、**ZPE** 制度の享受申請の却下あるいは取消の場合に納税義務が発生するよう規定を改正
- **ZPE** の設立は開発が遅れている地方のみという規定が撤廃

ZPE の法的根拠の改良

2013 年付上院 法案第 5957 号のその他の提案

- ❑ ZPE 制度の対象権利を逸した後でも、ZPE 領域内で事業所の存続を認めること。
- ❑ 製造工程に利用されない資材に関する制度廃止の法的規定を定める
- ❑ ZPE の管理企業は、独自の判断により、ZPE 制度の恩典を利用しない企業でも、ZPE に設置された企業の機能を支援・向上する効果がある企業の ZPE 領域内の設置を認めることが出来る許可を与えるようになる（例：飲食店、軽食店、銀行支店など）
- ❑ 商社（トレーディングカンパニー）軽油のいわゆる関節輸出額を、輸出義務の計算に利用することを認める
- ❑ ZPE 制度の承認企業は、ZPE 内外を問わず、他社に特注品に限り委託加工を発注することを認める

ZPE の法的根拠の改良

2013 年付上院 法案第 5957 号のその他の提案

- ❑ SUDECO 恩典の利用を認める
- ❑ Reintegra 及び社会保障手数料の総売上計算を認める
- ❑ 仮想輸出の想定を盛り込む
- ❑ ZPE 制度の対象権利を逸した後でも、ZPE 領域内で事業所の存続を認めること
- ❑ モジュールごとの保税倉庫入庫を認める
- ❑ 下限投資額の義務の撤廃
- ❑ 現行法の「国内製造業への影響」の監理の仕組みを定めるという法律の文言を「国内経済への影響」に改める
- ❑ ZPE の工事開始期限を 48 カ月から 24 カ月に短縮すること
- ❑ ZPE 管理局は民間企業が行うことを認める
- ❑ 制度の恩典保障期間を 20 年間に確定すること
- ❑ 港湾を持たない州都の場合、RFB に対してその州都に関税物流製造センター（CLIA）の設置を認めること

ZPE の法的根拠の改良

(2)

□ 追加の租税公課の減免提案

- 農業加工にかかる社会保障手数料 (CPA)
- 技術の輸入の対価送金にかかる CIDE
- サービス輸入の支払いにおける為替取引にかかる IOF
- ZPE 制度の認可を受けた企業が精肉加工を行う場合、その動物の仕入れ

- ZPE 制度の認可を受けた企業向けの建設材料の仕入れ
- ZPE 制度の認可を受けた企業の固定資産用の工事向けの役務提供の仕入れ

- 農工業の原材料として利用される、修復、生産、栽培または養殖用の原材料の仕入れ
- 性能、耐用または機能試験の検体となる物品の仕入れ
- 製品の開発に利用される物品の仕入れ

ZPE の法的根拠の改良

(2)

恒久的
要素

長期の法的確実性



制度の焦点＝輸出



制度の適用範囲の拡大
製造業⇒製造業＋サービス

国家輸出加工区審議会（**CZPE**）執行局（**SE**）

■ 所在地：

ブラジル国連邦区ブラジリア市省庁遊歩道 J 棟 100-C
号室 郵便番号 70053-900 Esplanada dos
Ministérios, Bloco "J", Sala 100-A Brasília-DF,
CEP 70053-900 Brasil

■ 電話番号:(61) 2027-7499/7528/8396

■ ファクス番号:(61) 2027-7016

■ 電子メール:seczpe@mdic.gov.br

■ ホームページ: www.mdic.gov.br